

情報共有システム（A S P）の活用に関する特記仕様書

- 1 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「焼津市における情報共有システム活用要領」及び「焼津市における情報共有システム活用の手引き」に基づき実施すること。
- 2 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・「土木工事」の場合
工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 （最新版）
(国土交通省)
 - ・「建築・建築設備工事」の場合
工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編（最新版）
(国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課施設評価室)
- 3 発注者及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、データ容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得たうえで決定すること。